

許 可 申 請 書

年 月 日

岡山市長

様

住所

申請者

氏名

都市計画法第53条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

1 敷地の位置	岡山市	番地	
2 建築物の構造	木造 鉄骨造	ブロック造 その他 ()	
3 建築物の階数	1階	2階	
4 工事種別	新築 増築 改築 移転	その他 ()	
5 敷地面積	m ²		
6 建築物の規模	建築面積	m ² 延べ面積	m ²
7 添付図面	<input type="checkbox"/> 位置図 縮尺 1/2500 <input type="checkbox"/> 配置図 縮尺 1/500 以上 <input type="checkbox"/> 各階平面図 縮尺 1/200 以上 <input type="checkbox"/> 2面以上の断面図 縮尺 1/200 以上 <input type="checkbox"/> 2面以上の立面図 縮尺 1/200 以上 <input type="checkbox"/> 木造以外の場合矩計図 縮尺 1/200 以上 <input type="checkbox"/> その他参考となる図面		

(記入上の注意)

- 都市計画法第53条第1項による許可の申請とは、
都市計画施設（道路や公園など）の区域又は市街地開発事業の施行区域内に建築しようとするときは都道府県知事（岡山市内では市長）の許可が必要であり、この許可を受け
るための申請をしなければなりません。
岡山市では、建築物の構造等が都市計画法第54条に基づく許可の要件に該当するか
を判断し、該当すると認める場合には都市計画施設等の区域内への建築を許可します。
- 記入にあたっては、以下の項目に留意してください。
 - 1 都市計画施設等の区域内に建築物が複数ある場合は、建物敷地ごとに許可申請が必要
です。
 - 2 申請書が法人の場合、氏名の欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を記入してく
ださい。
 - 3 申請者より委任を受けた代理人は、委任状を添付してください。
 - 4 工事種別は都市計画施設等の区域内で考えてください。
 - 5 建築物の構造、階数及び工事種別の欄には、○印をしてください。
 - 6 添付図面の欄には、チェックしてください。

《 参考 都市計画法条文 》

(建築の許可)

第53条第1項 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築
をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けな
ければならない。ただし、次ぎに掲げる行為については、この限りではない。

- 一 政令で定める軽易な行為
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 四 第11条第3項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められ
ている都市計画施設の区域内において行う行為であって、当該離隔距離の最小限度及び
載荷重の最大限度に適合するもの
- 五 第12条の5第8項又は都市再開発法第7条の8の2第4項に規定する都市計画施設
である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う
行為であって、当該都市計画施設である道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれ
がないものとして政令で定めるもの

(許可の基準)

第54条 都道府県知事は、前条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該
申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

- 一 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について
定めるものに適合するものであること。
- 二 当該建築が、第11条第3項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備
する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、
かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる
こと。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間につ
いて定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定
める場合に限る。
- 三 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができ
るものであると認められること。
 - イ 階数が2階以下で、かつ、地階を有しないこと。
 - ロ 主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、
コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。